

令和8年度
地産地消型水素ステーション
導入促進に向けた共同検討事業
公募要領

東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部
新エネルギー推進課

1 目的

東京都は（以下「都」という。）、エネルギーの安定供給の確保や脱炭素化に向け、都内における水素エネルギーの需要拡大・早期社会実装化に取り組んでいる。

今後、都内において水素商用モビリティの需要拡大が見込まれる中、水素ステーションの整備を一層促進するためには、新たなビジネスモデルの検討が必要である。

そこで、水素の調達・輸送コストといった課題の解決やエネルギーの有効活用を図るため、地産地消型水素ステーション（※）の導入促進を目的とする。

※水素ステーション敷地内での水素製造を行うステーションのことをいう。

2 事業の概要

(1) 名称

令和8年度地産地消型水素ステーション導入促進に向けた共同検討事業（以下「本事業」という。）

(2) 概要

本事業では、地産地消型水素ステーションの導入促進に向けた実現可能性調査（FS調査）、ビジネスモデル構築を都と共同で実施する。

(3) 実施期間

- ・ 4(6)に定める協定を締結した日から令和8年10月30日（金曜日）まで

(4) 都が負担する経費

ア 事業予算及び採択予定件数

本事業の予算及び採択予定件数は、次のとおり。

- ・ 事業予算：101,240千円
- ・ 採択予定件数：1件程度

イ 対象経費

本事業の実施に際し、対象となる経費は次の条件に合致する下表に掲げる経費とし、千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとする。

なお、消費税、振込手数料等の間接経費は対象経費に含まれない。

- ・ 本事業に必要な経費であること。
- ・ 事業期間内に契約、履行又は取得、支払が完了した経費であること。
- ・ 使途、単価、規模等の確認ができ、本事業に係る経費として明確に区分できる経費であること。

費目	内容
人件費	・ 事業の人件費は、パート・アルバイトを含む当該事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与を計上する。

事業費	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 ・ 経費の算出に当たっては、事業者の内部規程等によることとする。 ・ 出張が当該事業以外の事業と一連のものとなっており、当該事業以外の事業に係る経費が存在する場合は、当該事業に係る部分とその他の事業に係る部分に区分し、当該事業に係る経費のみを計上する。 ・ 事業者においては当該事業に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	設備 備品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品は、取得価格が 100,000 円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう。 ・ なお、事業の実施に必要な設備・備品は、原則としてリースやレンタルにより調達すること。
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得価格が 100,000 円未満の物品に係る経費。 ・ 取得価格が 100,000 円以上の物品であっても、おおむね 2 年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。(試薬、消耗実験器具、消耗部品、ソフトウェア、試作品等)
	印刷 製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業に直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。
	通信 運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。(電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等) ・ 通信運搬費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。
	借料及 び損料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該事業を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。

	<ul style="list-style-type: none"> リース等により調達した物品は当該事業のみに使用することとし、(当該事業のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。)リース料等については、当該事業の事業期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。
光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。 光熱水費として計上する経費は当該事業に直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において当該事業以外の事業でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。
雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費(当該事業に必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等)を計上する。 一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。
外注・委託費	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業を行うために必要な経費のうち、事業者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。
一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を行うために必要な経費のうち、事業に要した経費としての特定が難しいものの経費。 一般管理費率は、事業者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。

※ 上記に含まれない経費であっても、本事業に必要なと認められる経費については、支払いの対象となる。具体的な対象経費は4(6)に定める協定により決定する。

3 実施内容

本事業では、次に記載する地産地消型水素ステーションの導入促進に向けた実現可能性調査(FS調査)及びビジネスモデル構築を都と共同で検討する。

(1) 前提条件

以下の前提条件の下、イ①の各供給量のパターンで(2)以降の検討を実施すること。

ア 土地の条件

- ① 所在地：東京都内
- ② 面積：2500 m²程度
- ③ 用途地域：第二種中高層住居専用地域以上

- ④ ユーティリティ：電気、上水、下水、都市ガスは接続済
- ⑤ その他：第一種保安物件・第二種保安物件の離隔距離は不要とする。
環境規制（排水、排気、騒音等）の考慮も不要とする。

イ 水素需要等

- ① 供給量：パターン④100kg/日以上、パターン⑤200kg/日以上
- ② 供給先：燃料電池大型トラック、燃料電池小型トラック、燃料電池バス、燃料電池タクシー、水素エンジントラック等、令和8年2月末時点で販売・実証されている車両を前提とする。
- ③ 営業時間等：午前9時から午後6時までを含むものとし、応募者の提案により設定すること。
- ④ 運営日：年中無休とする（ただし、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項の保安検査及び同法第35条の2の定期自主検査に要する期間は除く。）。

(2) 共同検討（FS調査及びビジネスモデル構築）

次のア及びイについて、都等と協議の上、提案及び共同検討を行うこと。

ア 地産地消型水素ステーションの導入促進に向けたFS調査

(1)の前提条件の下、(1)イ①の供給量パターン（2パターン）に応じて、それぞれ次の①から⑥までの内容を提案し、検討すること。

なお、提案・検討に当たっては、提案・検討に当たっての留意点を考慮するものとし、共同検討時点での法令や技術を前提として検討すること。

	提案・検討事項	提案・検討に当たっての留意点
① 水素製造	水素製造に係る原価目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原価目標は、水素の原材料費、製造に係るエネルギー費にて設定するものとし、水素ステーションの設備費や運営費は考慮しないものとする。 ・都内の水素ステーションでの水素製造原価等を鑑み、原価が低減するように目標を設定することとする。また、③の事業採算性の確保に寄与する原価を目標とする。
	安価な水素製造方法	<ul style="list-style-type: none"> ・水素製造方法は主にオンサイトとし、バックアップはオフサイトも可能とする。 ・水電解による水素製造も含めることとする。 ・原価目標を達成する手段として、安価な

		電力の調達、水素製造時の最適なエネルギーマネジメントなどを実施するものとする。
	水素製造・水素消費のバランスの最適化	・最適な水素製造量、需要に応じた最適な水素製造タイミング等、水素の製造・消費バランスの最適化を図るものとする。
	製造機器の基本仕様	・安定的な水素製造が可能となる機器構成及びシステムフローとするものとする。
② 水素ステーション（水素製造以外）	水素貯蔵方法、水素貯蔵量	・安定的な水素供給が可能となる機器構成及びシステムフローとするものとする。
	圧縮機、蓄圧機、プレクーラー、ディスペンサー等、水素製造以外の設備の基本仕様	
③ 事業性	事業採算性の想定	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の都内水素ステーションの販売価格や①で設定した原価目標を鑑みた水素販売価格とするものとする。 ・水素製造原価に加え、設備費や運営費を検討に踏まえるものとする。 ・2030年時点並びに2040年以降で応募者が提案する時点において、応募者が提案する当該時点の条件にて検討するものとする。その際、応募者は、2040年以降で提案する時点に係る再生可能エネルギーの電力価格等を提案・想定し、検討するものとする。 ・2030年時点では令和8年度の国・都等の補助制度を前提に検討するものとするし、2040年以降で応募者が提案する時点では自立性の確保を想定するものとする。 ・水素ステーションの事業期間は、17年から20年以内で、応募者が提案・想定し、検討するものとする。
	営業時間の拡大や他拠点への水素配送による水素共有等、車両への水素供給以外の方法による事業採算性の改善方法	
④ 炭素強度の改善方法	検討した水素製造方法について、将来的に炭素強度を改善する方法及び改善に係る想定費用	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の時点は2040年以降で応募者が提案する時点とする。 ・応募者が提案する2040年以降の時点における電源構成に占める再生可能エネ

		ルギーの割合等を想定し、算定するものとする。
⑤ 実施主体・体制、営業形態等	応募者が提案・検討事項を実現するに当たり、設置が必要な資格者	・高圧ガス保安法等、地産地消型水素ステーション以外の一般的な水素ステーションの整備・運営に係る法令は除くものとする。
⑥ 関係法令の整理、政策提言、技術的な提言	応募者が提案・検討事項を実現するに当たり、水素ステーション事業者が遵守すべき地産地消型水素ステーション特有の関係法令	・高圧ガス保安法等、地産地消型水素ステーション以外の一般的な水素ステーションの整備・運営に係る法令は除くものとする。
	応募者が提案・検討事項を実現するに当たり、規制緩和が必要な事項	
	水素価格の低減に向けて、法令以外で対応が必要な政策・技術等	

イ ビジネスモデル構築

アの検討・調査を活かし、(1)イ①の供給量のパターン(2パターン)ごとに、以下を東京都内のビジネスモデルとして検討及び構築をすること。また、ビジネスモデルとして公表可能な資料を作成すること(イメージ図やグラフを活用し、分かりやすくまとめること)。

- ① 水素製造(目標原価、安価で安定的な水素製造方法、水素製造・水素消費のバランスの最適化等)
- ② 水素ステーションの配置図、電力等の系統図
- ③ 事業性
- ④ 実施主体・体制
- ⑤ 政策提言、技術的な提言

4 事業の進め方

(1) 事業者の公募と選定

都は、「3 実施内容」に記載する事業を実施する事業者を次に示すスケジュールに従い公募する。公募に参加する者(以下「応募者」という。)は、「参加申請書(様式1)」及び「3 実施内容」を基に実施する事業(以下「応募事業」という。)に関する提案

書を作成し、期限までに都へ提出する。都は、提出のあった提案書を審査し、採択となった応募者と協定を締結し、応募事業を実施する。

公募要領等の公表	令和8年3月2日（月曜日）午後2時
質問及び参加申請書の受付	令和8年3月2日（月曜日）午後2時から同年3月6日（金曜日）午後5時まで
質問への回答	令和8年3月9日（月曜日）
提案書の提出	令和8年3月9日（月曜日）から同年3月25日（水曜日）正午まで
プレゼンテーション及び審査会	令和8年3月27日（金曜日）
審査結果通知	令和8年3月30日（月曜日）（予定）

(2) 質問について

本公募についての質問は、事業者名、担当者名及び電話番号を明記した質問書（任意様式）を、「9 問合せ先」に記載の部署へメールにより提出すること。

※電子メールの表題は「地産地消型水素ステーション共同検討事業 公募に関する質問」とすること。

※メール送信に際し、「9 問合せ先」記載の連絡先に電話連絡を行うこと。

質問への回答は、東京都産業労働局のホームページ上に掲載し、原則として個別回答は実施しない。

(3) 参加申請書（様式1）の提出について

本公募に参加を希望する場合は、「参加申請書（様式1）」を、「9 問合せ先」に記載の部署へメールにより提出すること。

※電子メールの表題は「地産地消型水素ステーション共同検討事業 公募に関する参加申請書」とすること。

※メール送信に際し、「9 問合せ先」記載の連絡先に電話連絡を行うこと。

(4) 提案書の作成について

「5 応募方法」に記載する内容に基づき提案書を作成し、令和8年3月25日（水曜日）正午までに提出すること。

(5) 提案書の審査

審査会において、提出された提案書及び応募者のプレゼンテーションを基に審査を実施し、採択事業者を決定する。詳細は「6 応募に関する審査等」に記載するものとする。

(6) 協定の締結

都は、前項で決定した採択事業者と事業の期間、内容、体制、スケジュール、役割分担、費用負担等に係る協定（以下「協定」という。）を令和8年4月1日以降に締結し、事業を実施する。都が負担する経費については2(4)に記載する金額を上限として、協定

で定める。

(7) 報告書の提出

都と協定を締結した者は、協定に定めるところにより、中間報告を令和8年6月19日（金曜日）までに、最終報告書を令和8年10月30日（金曜日）までに提出すること。

(8) 費用の支払い

経費の精算は、協定締結期間終了後、速やかに行う。採択事業者は、本事業の実施に要する経費が確定した後、協定に定めるところにより都に対して経費を報告すること。都は、報告を基に経費の額を確定し、その後、採択事業者からの請求に基づき支払う。

(9) 東京都水素モビリティ・ステーション検討ワーキンググループへの情報共有

本事業の実施目的である運輸部門の脱炭素化と水素利用の拡大のための大型で走行距離が長い商用車両での水素活用の推進のため、「東京都水素モビリティ・ステーション検討ワーキンググループ」構成企業等へ本事業での実施内容について、必要に応じて情報提供を行うとともに、東京都産業労働局ホームページ等でも進捗状況等を公表することとする。

なお、上記の情報提供等は、内容を事前に都と採択事業者との間で十分に調整した上で行う。

(10) 需要側の事業者との連携

「東京都水素モビリティ・ステーション検討ワーキンググループ」構成企業など、需要側の事業者（燃料電池商用車を利用又は所有する事業者）と意見交換の機会を持つこと。また、得られた意見については3(2)の検討に活かすこと。

(11) 有識者との意見交換

3(2)の共同検討で実施したFS調査やビジネスモデルの構築に係る応募者の提案・検討内容について、必要に応じて意見交換を最低1回以上実施し、最終報告に向けた検討に活かすこと。

5 応募方法

(1) 採択事業者の要件

水素ステーション事業者の知見を活用した検討とするため、応募者が水素ステーション事業者の知見を得られる体制を構築すること。

また、応募者は、単独の事業者又は複数の事業者で構成されたグループであり、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

なお、グループで応募する場合は、代表企業を定め、代表企業が応募することとし、その全ての構成企業が、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者

者又は申立てをされている者

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当する者

エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者

オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ 暴力団等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者

ケ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

(2) 提出書類

応募者は次の書類を作成し令和 8 年 3 月 25 日（水曜日）正午までに都に提出すること。

アは、正本 1 部及び副本 5 部、イからカまでは正本 1 部を提出すること。また、アの電子媒体（CD-R 等）を併せて提出すること。

ア 事業者提案書（様式 2 及び別紙）

以下の内容を盛り込み、A 4 用紙 15 ページ以内（表紙含まず）とすること。

なお、応募事業で実施しない部分は含む必要はない。また記載順序は問わない。

- ・ 会社の紹介
- ・ 財務状況
- ・ 応募事業に関するこれまでの実施状況（既に実証等を実施している場合はその概要を示すこと。）
- ・ 応募事業の実施体制
事業の実施体制を示すこと。グループで応募する場合、役割分担を明確化すること。
- ・ 応募事業の実施計画
- ・ 応募事業で実施する内容
「3 実施内容」を基に、応募事業で実施する具体的な内容等を示すこと。
- ・ 費用（必要経費）
応募事業に係る必要経費（概算）を示すこと。

- イ 会社概要（様式自由、会社パンフレット等）
 - ウ 法人の登記事項証明書
 - エ 定款又は寄付行為（写し）
 - オ 印鑑証明書（原本）
 - カ 納税証明書（法人事業税及び法人都民税）（直近1か年分）
- (3) (2)の書類に係る提出方法及び提出先
- ア 提出方法
 - 持参又は郵送により提出すること。
 - ※持参の場合の受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
 - ※封筒の表に「地産地消型水素ステーション導入促進に向けた共同検討事業 応募申請書類在中」と記載して提出すること。
 - イ 提出先
 - 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
 - 東京都庁第一本庁舎 20階南側
 - 産業労働局 産業・エネルギー政策部 新エネルギー推進課
 - 水素エネルギー推進担当
 - （地産地消型水素ステーション導入促進に向けた共同検討事業）
- (4) 免責事項、注意事項等
- 応募者は、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。
- ア 採択事業者は、実施する業務について全ての責任を負うものとする。
 - イ 採択事業者は、都が事業の適切な遂行を確保する必要があると認めたときに、実施する営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じること。
 - ウ 都が事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、協議の上、具体的な改善策を実施すること。

6 応募に関する審査等

(1) 審査方法

提出された提案書及び応募者によるプレゼンテーションを基に、令和8年度地産地消型水素ステーション導入促進に向けた共同検討事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次表に掲げる審査項目ごとに審査内容及び審査の視点に基づき厳正に審査し、総合的に評価する。

なお、審査の視点に記載の内容は加点要素であり、全て満たす必要はない。審査委員会では、審査の視点を基に審査内容ごとに総合的に評価する。

	審査項目	審査内容	審査の視点
--	------	------	-------

1	応募者	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・応募事業を着実に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
		実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者は、応募事業遂行のために必要な知見や実績を十分に有しているか。 ・応募者は、積極的に水素エネルギーに関する取組を実施しているか。
2	実施内容	都内における地産地消型水素ステーションの実現に向けた貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・応募事業は、水素製造の低コスト化が可能となっているか。 ・応募事業は、原価目標の設定が適切か。 ・応募事業は、エネルギーマネジメントの実施など、効率的な水素製造が可能となっているか。 ・応募事業は、燃料電池商用車の大規模需要に安定的に対応できる水素ステーションとなっているか。 ・応募事業の内容は、新規性、先進性、独自性といった観点において、既存の水素ステーションとの差別化がなされており、優位性等が示されているか。 ・応募事業で構築するビジネスモデルは、他の事業者への波及効果があり、都内の水素ステーション整備促進に還元されるものとなっているか。
		妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・応募事業は、都、国、自治体等の計画などを踏まえた適切なものとなっているか。 ・応募事業の内容は、国内外の技術動向を踏まえたものとなっているか。 ・応募事業は東京都の特性等踏まえたものとなっているか。 ・応募事業は社会的意義のあるものとなっているか。
		実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・応募事業に関連した取組をこれまでに実施しているか。 ・応募事業の実施に必要な技術・ノウハウ・課題等を明確に捉えられているか。 ・応募事業は具体化されており、今後、実現の場合があるものとなっているか。
3	実施体制	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性のある現実的な実施計画が立てられているか。
		実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に際し、必要な人員が確保されているか。 ・実施体制において役割分担が明確であり、各プレイヤー間で連携が取れる体制となっているか。 ・専門的な知見の提供等を受けるための体制が構築されているか。 ・応募事業は、水素ステーション事業者や燃料電池商用車の

		所有事業者など、他の事業者の巻込ができるものとなっているか。もしくは、既に複数の事業者と協力した体制となっているか。
	費用	<ul style="list-style-type: none"> ・必要経費が具体的に明示されているか。 ・不要な経費を含まず、妥当な積算となっているか。

(2) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知する。

イ 都は、審査結果について、採択事業者の名称を東京都産業労働局HPで公表する。

公表項目は、採択事業者名及び評価結果とする。採択事業者以外の参加者については、評価結果のみの公表とし、事業者名は公表しない。

7 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 応募者から提出された提案書等の著作権について

応募者から提出された提案書等の著作権は、提出した応募者に帰属するものとし、提案書等の作成に当たり利用許諾を得ずに第三者の著作物を使用した場合等の責めは、全て応募者に帰することとする。

(2) 応募者から提出された提案書等の使用について

都は、応募者から提出された提案書等について、採択事業者の選定に関してのみ使用する。また、審査及び実施団体の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとする。

なお、提出された提案書等は返却しない。

8 その他

(1) 応募に係る費用

本公募の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。

9 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当へ電子メール又は電話で行うこと。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp

電話番号（直通）：03-5388-3570